

J R 東海 労申第 2 号
2 0 2 4 年 6 月 2 0 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海 労働組合
中央執行委員長 淵上 利和

「新人事・賃金制度の見直し」に関する申し入れ

会社は1月25日、「新人事・賃金制度の見直し」の骨子、3月26日、「新人事・賃金制度の見直し」の詳細、6月11日、「新人事・賃金制度の見直し」の移行措置について提案をした。その中で会社は総合考課を5段階のランク付けをし、2期連続D判定で降格や降職が発生する制度導入について説明した。

このことは社員には多大なプレッシャーとなるばかりか、不安を感じつつ日々の業務を遂行しなさなければならない。この降格や降職について、労働組合としては断じて認める事はできない。よって、下記の通り申し入れをするので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 2期連続D判定で降格や降職する制度は撤廃すること。
2. 人事考課について具体的に評価判定するのか明らかにすること。
3. 総合考課の判定について、判定した内容を社員に知らせる際、具体的にどの程度を公表するのか明らかにすること。
4. D判定の場合、評価内容を全て社員本人に公表すること。
5. ランク付けの発表に不服があった場合、苦情処理会議を行うのか明らかにすること。
6. S3等級が滞留している。よって、S3等級からC1等級への昇格資格年限Bを設けること。

以 上